

新見市監査委員告示第 1 号

令和 5 年 3 月 2 7 日付け新監第 1 3 6 号の令和 4 年度行政監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項及び新見市監査基準第 2 3 条第 2 項の規定により公表する、

令和 5 年 7 月 3 日

新見市監査委員 新 持 正
新見市監査委員 西 村 誠

監査結果に基づく改善措置等状況通知書

部 課 名	総務課	
監 査 種 類	令和4年度行政監査	
	指 摘 事 項	措 置 内 容
	<p>市民センター及び支局において、社会福祉協議会の「会費」を取り扱う事務処理については、準公金取扱規程や事務取扱協定などの明確な根拠がないまま以前からの慣例として行われている。なお支局では社協職員が不在の場合のみ一時的に取り扱っている。</p> <p>地区によっては取り扱う現金は多額になり、この現状は事故発生のリスクが大きく、職員の負担になっていると思われる。</p> <p>また、地区総代についても新見市行政地区設置規則に規定されている総代等の業務では「共同募金」に関することは明記されているが、社会福祉協議会の「会費」に関することの規定はない。</p> <p>よってこの取扱事務については、新年度に向け、準公金取扱規程、関係規則などを整備した後、早急に事務取扱協定を締結し、現状を改善する必要があると認められる。</p>	<p>社会福祉協議会の「会費」などの現金を市民センター等において取り扱う根拠として、令和5年6月1日付けで社会福祉協議会と事務取扱協定を締結しました。</p> <p>この協定には、目的、対象事業、事務取扱内容、費用負担、有効期間、責任の所在・損害賠償などを規定しております。</p> <p>準公金取扱規程の整備については、市全体として取り扱う準公金に係る規程となるため、まずは他市の事例等の調査・研究を行い、検討します。</p> <p>また、地区総代の業務については、新見市行政地区設置規則には規定されていないものであっても、他団体からの直接依頼により地区総代に対応いただく事例もあることから、規則改正を行う必要はないと解しています。</p>